

計算科学研究部会内規

第1条（目的）

計算科学研究部会は、研究部会運営規則に基づき、プラズマ・核融合分野における計算科学に関する研究、調査活動を支援し、部会員相互の情報交換ならびに連絡調整を図るとともに、研究の活性化および人材育成に資することを目的とする。

第2条（運営）

本研究部会は、その運営と主要な事業について年度毎に研究部会連絡委員会に報告し、承認を得る。

第3条（事業）

本研究部会は、その目的を達成するため、以下の事業を行う。

（1）定期的におよび必要に応じて「ニューズレター」を部会員に配信し、計算科学に関わる国内外の情報伝達を図るとともに、部会員の相互交流を促進する。

（2）研究会、セミナー、講演会、講習会等を適宜開催する。

（3）必要に応じて研究、調査のための作業会を組織し、関連分野の研究の活性化を図る。

（4）計算科学に関わる国内外の関連する学協会や諸機関との連携を図り、必要に応じて研究会などを共催する。

（5）その他、必要な事業を適宜実施する。

第4条（部会員）

参加を希望する学会員は、学会事務局に所定の手続きを行うことにより、本部会員となることができる。退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

第5条（運営体制）

本研究部会の運営は、部会員の互選によって選任され、会長によって委嘱された部会長1名と幹事若干名からなる幹事会が行う。部会長と幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（部会総会）

研究部会総会を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画。
- (2) 事業報告。
- (3) 運営体制。
- (4) その他、重要な事項。

第7条（運営費）

本研究部会の事業は、学会からの交付金、事業収入、その他によって運営される。

第8条（事務）

本研究部会の事務は、入退会手続きを除いて、原則として幹事会が行う。

第9条（変更）

本内規の変更は、幹事会の提案に基づいて研究部会総会で審議し、研究部会連絡委員会および理事会の承認を必要とする。

以 上